

違法伐採対策に関する各国の動向

令和3年12月
林野庁 木材貿易対策室

1. 違法伐採対策に関する各国の動向

- 違法伐採木材への対策については、2008年の米国における「レイシー法」改正をはじめ、2012年の豪州による「違法伐採禁止法」、2013年のEUによる「木材規則(EUTR)」など、10年程前に法制化の動きあり。
- 近年、改めて、各国で、違法伐採木材に対する法令を制定・見直す動きあり。

【東アジア】

- ・中国は、2020年に「改正森林法」を施行して、違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置。措置の詳細については、施行規則を検討中。
- ・韓国は、2018年に「木材の持続可能な利用に関する法律」を施行。輸入事業者に対して、木材の合法性証明書類の提出を義務付け。

【東南アジア】

- ・ベトナムは、2019年に「森林法」を施行して、「木材合法性証明システム(VNTLAS)」を導入。同システムにより、輸入事業者に対して、DD自己申告書の提出を義務付け。
- ・2020年に、米国は「ベトナムで加工される家具にカンボジアの違法伐採木材が使用されている懸念がある」として、調査を開始。2021年10月に、ベトナム政府がVNTLASの実効性を高めることで合意。

【オセアニア】

- ・豪州は、2012年に策定した「違法伐採禁止法」に基づく施行規則を見直し中。DD情報の事前提供、対象品目の拡大等を検討中。
- ・ニュージーランドは、森林法の改正により、「合法伐採確認システム」の導入を検討中。森林所有者に対する伐採関連情報の提出義務付けなどを検討中。

【欧州】

- ・英国は、本年11月11日に「環境法」を改正して、「森林リスク産品」に対するDDを義務付け。
- ・EUは、本年11月17日に、「森林減少フリー製品に関する規則案」を公表。

2. EUの「森林減少フリー製品に関する規則案」の概要

	EUTR	森林減少フリー規則案
対象品目	木材のみ (紙・パルプ、木製家具、プレハブ建築を含む)	木材(EUTRと同じ)に加えて、牛・牛肉、ココア、コーヒー、オイルパーム、大豆
対象行為	EU市場への導入(placing)・取引(making available)	EU市場への導入・取引に加えて、EU市場からの輸出も対象
EU市場への導入等に当たって要件	生産国における合法性	生産国における合法性に加えて、 ①2020年末以降の森林減少・劣化を伴わない土地から生産されたもの(森林減少フリー) ②事前に「DDステートメント」を提出すること
事業者(operator)・取引者(trader)の義務	(事業者)DDの実施 (取引者)記録の保存	(事業者・大規模取引者)DDの実施、「DDステートメント」の提出(※地理座標の明示) (中小取引者)記録の保存
リスク評価	モニタリング機関(MO)が事業者によるDDの実施を支援	欧州委が国別のリスク評価を実施(低、標準、高) ・低リスク国の場合、記録の保存のみ(DD不要) ・高リスク国の場合、検査頻度を引き上げ(5%→15%)
ルールの執行	各国当局は事業者を検査(※頻度の定めなし)。	各国当局が事業者・取引者を検査(最低5%)。税関当局への差止要求も可能。

※EUTRは、新規則の施行時に、廃止予定。

【参考1】 東アジアの動向

【中国における森林法の改正】

- 中国は、2020年7月に、「改正森林法」を施行。
- 同法第65条は、新たに、違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置。

「木材の加工に携わる企業は、原材料、製品の入出荷に関する台帳を備えなければならない。個人や企業は、違法又は無差別 (indiscriminately) に伐採されたことを明確に知っている木材を購入、加工、輸送してはならない。」

(資料: ATIBT「CHINA – An amendment to the Forest Law to include a ban on illegal timber」)

【韓国における木材の持続可能な利用に関する法律施行】

- 韓国は、2018年10月に、「木材の持続可能な利用に関する法律」を施行。以下の内容を含む木材輸入に対する措置を導入。
 - ・ 木材及び木材製品(家具等を除く)の輸入事業者は、韓国山林庁に対して木材の合法性証明書類を提出しなければ、輸入を行うことができない。
 - ・ 検査の結果、問題がなかった場合は、韓国山林庁から確認証が発行され、税関は確認証を確認し、通関手続きを完了させる。
 - ・ 検査の結果、合法性確認ができない木材については、販売の差し止め、返還、破棄を命じることができる。

(資料: 「クリーンウッド・ナビ」国別情報－韓国)

【参考2】 東南アジアの動向

【ベトナムにおける森林法施行】

- ベトナムは、2019年1月に、EUとの自主的二国間貿易協定(VPA)交渉の進捗にあわせて、以下の内容を含む「森林法」を施行して、「木材合法性証明システム(VNTLAS)」を導入。
 - ・ 輸入事業者は、通関に当たって、貨物の内容、樹木の種類や伐採国名、貨物量等が記載されたDD自己申告書を提出しなければならない(※税関書類とは別)。樹種又は原産国のリスクが高い場合は、合法性を示す書類も提出。
 - ・ 税関審査に当たっては、輸出国や原産地、税関申告者の違反行為の頻度・内容・程度等等リスクレベルを勘案した検査を実施。リスクレベルが高い場合、貨物全量の5～100%を検査。
- 2020年10月に、VNTLASの運用に関する告示第102号を施行。高リスク地域として、アフリカ、中南米を設定、高リスク樹種として、ベトナムに初めて輸入される樹種とCITES掲載等の絶滅危惧種を設定。

(資料:平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業報告書、ITTO Tropical Timber Market Report 2021/05/1-15)

【米国・ベトナム間の違法伐採木材対策に係る合意】

- 米国通商代表部(USTR)は、ベトナムで加工される家具にカンボジアの違法伐採木材が使用されている懸念があるとして、2020年10月に1974年通商法第301条に基づく調査を開始。
- 2021年10月に、USTRは、ベトナムからの木材輸入に対して、追加関税等の対抗措置は取らず、ベトナム政府による合意事項の履行状況を監視することで合意したと発表。
- 合意文書では、ベトナム政府が主に以下の点を約束。
 - ・ 国内法・国際法違反で押収した木材をサプライチェーンから排除する。
 - ・ 輸入木材に対し、輸入先国における違法伐採等のリスクレベルに応じた検査を行う。
 - ・ ベトナム木材合法性証明システム(VNTLAS)」(2020年10月導入)がサプライチェーンに関わる全ての事業者をカバーするように見直す。
 - ・ 国内で伐採された木材の輸出に当たっては、輸出先国に関係なく、合法性の確認を行う。
 - ・ 違法伐採の疑いが強い国との間で、情報交換や共同調査などの連携を強化する。
 - ・ 合意の実施状況を監視するため、「貿易投資枠組み協定(TIFA)」に基づき、「木材作業部会(Timber Working Group)」を設置する。

(資料:ITTO Tropical Timber Market Report 2020/10/1-15, 2021/10/1-15)

【参考3】 オセアニアの動向

【豪州における違法伐採禁止規則の見直し】

- 豪州は、2012年に、違法伐採対策に係る法律「**違法伐採禁止法**」を制定。同法に基づく「**違法伐採禁止規則**」は、**2023年に失効予定**（法自体は、2019年に継続が確定済）。
- 法は、違法伐採の環境的、経済的、社会的コストを減らしつつ、合法木材製品の取引を促進することが目的。**事業者に対して、製品の違法伐採リスクを評価して、リスク低下措置を義務付け**。
- 規則は、**デューディリジェンス（DD）の要件、対象品目、例外、方法等**を規定。
- 2021年7月から、**同規則のレビューを開始**。8月末から、**以下の見直し事項**について、パブリックコメントを実施。
 - ・当局に対する**DD情報の事前提供**
 - ・**水際でのサンプリング、保留、押収権限の追加**
 - ・違反行為に関する**公表権限の追加**
 - ・大規模事業者と小規模事業者に対する**要件の差異化**
 - ・**対象品目の拡大**（楽器、印刷媒体、木炭等）、例外措置の見直し（※現行では、木材含有率5%以下、価額千ドル以下、製造後100年以上の製品は対象外）

（資料：豪州農業・水・環境省「Sunsetting Review of the Illegal Logging Prohibition Regulation 2012: Consultation Paper」）

【NZにおける合法伐採確認システム関連法の提案】

- 2020年7月に、NZ政府は、「**1949年森林法**」を改正して、**合法伐採確認システムを導入**することに合意。
- 一次産業省は、国会事務局と連携して、以下の内容を含む**法案を検討中**。
 - ・「**合法伐採**」の定義を設定
 - ・事業者（丸太取引業者、輸出入業者）に、**登録、DDの実施、リスク低減措置を義務付け**
 - ・**森林所有者に対して、サプライチェーンの関係者に伐採に関する情報を提供するよう義務付け**
 - ・同システムに関する例外、執行枠組み等を設定
- 2021年末までの国会提案を目指している模様。

（資料：NZ Ministry of Primary Industries「Proposed legislation for a legal harvest assurance system for forestry」）

【参考4】 欧州の動向

【英国による森林リスク商品へのデューディリジェンス】

- 英国は、2020年8月に、協議文書「森林リスク商品のデューディリジェンス」を公表。**牛肉、皮革、ゴム、大豆、ココア、パームオイルなど、農地開発のために森林破壊を非ココス可能性のある一次産品(森林リスク産品)**を対象に、これらを取り扱う企業に**DDを求める法律**を制定することを提案。
- 法の内容は、以下の通り。
 - ・生産国の法令に違反して生産された森林リスク産品を国内で使用(加工又は取引)する企業は違法
 - ・企業に対して、**DDの実施と結果の公表を義務付け**
 - ・合法に生産されなかった森林リスク産品を使用し続ける企業又はDDを実施しない企業に**罰則を設定**
 - ・一定規模以上の**大企業のみが対象**
 - ・基本事項を定めた法律を制定した後、手続き法を制定。
- 2020年11月に、パブコメを実施。63,719件の意見があり、99%が賛成。
- 2021年11月11日に、**国会で可決**。

(資料:DEFRA「Due diligence on forest risk commodities: Consultation document」,GOV.UKプレスリリース)

【EUによる森林リスク商品へのデューディリジェンス】

- 欧州委員会は、2019年7月に、指針「世界の森林を保護・回復するためのEU行動計画」を公表。
- 同指針では、世界の森林減少・劣化の防止のため、**森林破壊につながらないサプライチェーンから供給された産品(コーヒー、ココア、パームオイル、肉類等)の生産、供給、販売、消費を促進**することを企図。
- このために、基準・認証の見直し、**輸入産品に対する規制(又は非規制的)措置**、企業や個人の消費行動変革、途上国への開発協力、金融対策、情報収集などを提案。
- 2020年10月に、**欧州議会**は、欧州委員会に対して、域内市場に**一次産品を輸入する企業にDDの実施を求めるルールを制定するよう指示**。
- 2020年12月に、需要面における新たな措置の導入に関するパブコメを実施。
- 2021年11月17日に、「**森林減少フリー製品に関する規則案**」を公表。

(資料:EC「Stepping up EU Action to Protect and Restore the World's Forests」)

【参考5】 主要国における法制度との比較

	米国 (レイシー法)	EU (EU木材規制)	豪州 (違法伐採禁止法)	日本 (クリーンウッド法)
対策の施行年	2008年改正	2013年	2014年	2017年
合法確認が必要な者	・木材の輸出入、売買、取引を行う全ての者	・EU市場に木材を最初に出荷する者	・豪州への木材の輸入業者、国内で生産された原木の加工業者	木材関連事業者
違法性(違法伐採)の定義	・連邦法、州法、外国法に違反して採取、保有、移動又は販売された木材	・木材の伐採された生産国の関連法令に反して伐採された木材(関連法令として伐採に関する法律、租税法、環境法等を規制)	・木材が伐採された生産国の関連法令に反して伐採された木材	木材が伐採された生産国の関連法令に反して伐採された木材(合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材)
禁止されている木材の取扱い	・連邦法、州法、外国法に違反して採取、保有、移動又は販売された木材の取引	・違法伐採された木材及びその加工品のEU市場への出荷	違法伐採された木材及びその加工品の輸入、国内で違法伐採された原木の加工	なし (事業者は合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない)
事業者による木材の合法性・違法性の確認	・違法に伐採された木材の取引について十分な注意義務(デューケア)を払うこと	・違法に伐採された木材が域内市場に出荷されるリスクを減らす注意(デュー・デリジェンス)を払うこと 一情報の収集(法律の遵守状況の調査等)、違法性のリスク評価、リスク低減措置	・違法に伐採された木材が輸入・加工されるリスクを減らす注意(デュー・デリジェンス)を払うこと 一情報の収集(法律の遵守状況の調査等)、違法性のリスク評価、リスク低減措置等	木材関連事業者は国が定める基準に沿った合法伐採木材等であることの確認(合法性の確認)
事業者の義務	なし (違法伐採木材を取り扱った場合、デューケアの内容が問題となり、過失も罰則対象であるため、デューケア義務が規定されていることと変わらない状況)	○EU市場に木材を最初に出荷する者 ・デュー・デリジェンスを行う義務 ・デュー・デリジェンス記録の5年保存義務 ○域内市場で木材又は木材製品を販売・購入する者 ・購入元の記録の5年保存義務	○豪州への木材の輸入業者、国内で生産された原木の加工業者 ・デュー・デリジェンスを行う義務 ・デュー・デリジェンス記録の5年保存義務	なし (合法性確認、記録の保存、分別管理、情報伝達の取組を促進する規定あり)
輸入時の申告	なし	なし	・デュー・デリジェンスを満たしていることの申告 「輸入者は2012年違法伐採禁止法及び関連規制のデュー・デリジェンス要件を遵守していますか？」	なし
合法性の確認に係る罰則	・違法伐採木材と知りながら取引した場合のみならず、過失であっても罰則を適用。 ・違反の内容により、最大懲役5年未満、罰金50万米ドル以下	・違法伐採木材を取引した場合の違反、デュー・デリジェンスの不履行に対して罰則を適用。 ・EU加盟国が個々に定める(抑止力を持つものでなければならない)	・違法伐採木材の輸入は原則として故意犯のみ罰則を適用。規制木製品の場合は過失犯も罰する。規制木製品の輸入に当たってのデュー・デリジェンスの不履行に対して罰則を適用。 ・国内で違法伐採された原木の加工と加工に当たってのデュー・デリジェンスの不履行に対して罰則を適用 ・違反の内容により、最大懲役5年未満、罰金42.5万豪ドル以下	なし